

(平成24年2月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成7年1月から同年12月までは20万円、8年1月は18万円、同年2月から同年4月までは20万円、同年5月から9年9月までは22万円、同年10月から11年5月までは24万円、同年6月は38万円、同年7月から12年6月までは28万円、同年7月は30万円、同年8月から13年5月までは28万円、同年6月から14年7月までは30万円、同年8月は34万円、同年9月から15年6月までは30万円、同年7月から16年6月までは32万円、同年7月は34万円、同年8月から19年6月までは32万円、同年7月から20年8月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から20年9月21日まで

平成6年4月1日から20年9月20日までの期間において、A社に正社員としてソフトウェアの設計、営業、運用指導などの業務に従事した。事業主は給与から正規の厚生年金保険料を控除しながら社会保険事務所（当時）には標準報酬月額を少なく申告していた。給与明細書、源泉徴収票及び預金通帳を添付して申立てをするので、申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これらに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成7年1月から同年12月までの標準報酬月額については、同年分給与所得の源泉徴収票により確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額から、20万円に訂正することが妥当である。

申立期間のうち、平成8年1月から同年6月まで及び同年8月の標準報酬月額については、申立人から提出された当該期間に係る給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額から、同年1月は18万円、同年2月から同年4月までは20万円、同年5月、同年6月及び同年8月は22万円に訂正することが妥当である。

申立期間のうち、平成8年7月の標準報酬月額については、申立人が給与明細書を所持していないため報酬月額及び保険料控除額を確認することができないが、上記の給与明細書で確認できる前後の期間の保険料控除額が一定であることなどから判断して、22万円に訂正することが妥当である。

申立期間のうち、平成8年9月から9年9月までの標準報酬月額については、申立人が給与明細書を所持していないため報酬月額及び保険料控除額を確認することができないが、A社の同僚が提出した8年9月から9年1月まで、同年3月から同年5月まで及び同年7月から同年9月までの給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該期間に係る当該同僚のオンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できる上、6年4月から9年9月までのオンライン記録における申立人の標準報酬月額に変更が無いこと、及び事業主の供述により、申立人は当該期間においても同様の業務に継続して従事し、勤務形態にも変更が無かったことがうかがえることから判断して、申立人が提出した8年8月の給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額から、22万円に訂正することが妥当である。

申立期間のうち、平成9年10月から10年12月までの標準報酬月額については、申立人から提出された同年6月から同年12月までの申立人名義の預金通帳上の給与振込額及びA社の同僚が提出した9年12月、10年1月及び同年3月から同年5月までの給与明細書において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該期間に係る当該同僚のオンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できる上、申立人の9年10月から11年6月までのオンライン記録の標準報酬月額に変更が無いこと、及び事業主の供述により、申立人は当該期間においても同様の業務に継続して従事し、勤務形態にも変更が無かったことがうかがえることから判断して、24万円に訂正することが妥当である。

申立期間のうち、平成11年1月から同年12月までの標準報酬月額については、同年分給与所得の源泉徴収票及び申立人から提出された当該期間に係る申立人名義の預金通帳上の給与振込額から推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額から、同年1月から同年5月までは24万円、同年6月は38万円、同年7月から同年12月までは28万円に訂正することが妥当である。

申立期間のうち、平成12年1月から同年6月までの標準報酬月額については、同年分給与所得の源泉徴収票及び申立人から提出された当該期間に係る申立人名義の預金通帳上の給与振込額から推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額から、28万円に訂正することが妥当である。

申立期間のうち、平成12年7月から20年8月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及び事業主から提出された賃金台帳にお

いて確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額から、12年7月は30万円、同年8月から13年5月までは28万円、同年6月から14年7月までは30万円、同年8月は34万円、同年9月から15年6月までは30万円、同年7月から16年6月までは32万円、同年7月は34万円、同年8月から19年6月までは32万円、同年7月から20年8月までは30万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、オンラインに記録されている標準報酬月額が、上記の賃金台帳及び給与明細書等から確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記の賃金台帳及び給与明細書等から確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成6年4月から同年12月までの標準報酬月額については、申立人が当該期間の給与明細書等を所持していない上、事業主も賃金台帳等を保管していないことから、報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成8年4月から同年11月までは19万円、同年12月は22万円、9年1月及び同年2月は20万円、同年3月及び同年4月は22万円、同年5月は19万円、同年6月から10年6月までは20万円、同年7月から11年5月までは22万円、同年6月は38万円、同年7月から14年7月までは28万円、同年8月は36万円、同年9月から15年6月までは30万円、同年7月は41万円、同年8月から16年6月までは32万円、同年7月は38万円、同年8月から20年2月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から20年3月21日まで

A社に平成8年4月1日から20年3月20日まで、正社員としてソフトウェアの設計、営業、運用指導などの業務に従事した。給与から控除された厚生年金保険料とねんきん定期便の保険料が大きく違っている。給与明細書、源泉徴収票及び銀行取引履歴調査結果を添付して申立てをするので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これらに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成8年4月から同年8月までの標準報酬月額については、申立人が給与明細書を所持していないため報酬月額及び保険料控除額を確認することはできないが、A社の同僚が提出した同年4月から同年6月まで及び同年8月の給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該期間に係る当該同僚のオンライン記録の標準報酬月額

より高額であることが確認できる上、オンライン記録の標準報酬月額に変更が無いこと、及び事業主の供述により、申立人は当該期間において同様の業務に継続して従事し、勤務形態にも変更が無かったことがうかがえることから判断して、申立人が提出した同年9月の給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額から、19万円に訂正することが妥当である。

申立期間のうち、平成8年9月から同年12月までの標準報酬月額については、申立人から提出された当該期間に係る給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額から、同年9月から同年11月までは19万円、同年12月は22万円に訂正することが妥当である。

申立期間のうち、平成9年1月から同年12月までの標準報酬月額については、申立人から提出された当該期間に係る給与明細書の一部及び同年分給与所得の源泉徴収票により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額から、同年1月及び同年2月は20万円、同年3月及び同年4月は22万円、同年5月は19万円、同年6月から同年12月までは20万円に訂正することが妥当である。

申立期間のうち、平成10年1月、同年3月から同年5月まで及び同年7月から同年12月までの標準報酬月額については、申立人から提出された当該期間に係る給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額から、同年1月及び同年3月から同年5月までは20万円、同年7月から同年12月までは22万円に訂正することが妥当である。

申立期間のうち、平成10年2月及び同年6月の標準報酬月額については、申立人が給与明細書を所持していないため報酬月額及び保険料控除額を確認することはできないが、9年12月、10年1月及び同年3月から同年5月までの給与明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額は同額であることから判断して、当該期間においても同水準の報酬月額が支給され同額の保険料が控除されていたと推認できることから、20万円に訂正することが妥当である。

申立期間のうち、平成11年4月、同年6月、同年11月及び同年12月の標準報酬月額については、申立人から提出された当該期間に係る給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額から、同年4月は22万円、同年6月は38万円、同年11月及び同年12月は28万円に訂正することが妥当である。

申立期間のうち、平成11年1月から同年3月まで及び同年5月の標準報酬月額については、申立人が給与明細書を所持していないため報酬月額及び保険料控除額を確認することはできないが、10年7月から同年12月まで及び11年4月の給与明細書で確認できる報酬月額に大きな変動は無く、保険料控除額は同額であることから判断して、当該期間においても同水準の報酬月額が支給され同額の保険料が控除されていたと推認できることから、22万円に訂正することが妥当である。

申立期間のうち、平成11年7月から同年10月までの標準報酬月額については、申立人が給与明細書を所持していないため報酬月額及び保険料控除額を確認することはできないが、同年11月から12年1月までの給与明細書を見ると、報酬月額及び保険料控除額は同額であり、11年7月から12年9月までのオン

ライン記録の標準報酬月額に変更が無いことから判断して、当該期間においても上記の給与明細書と同水準の報酬月額が支給され同額の保険料が控除されていたと推認できることから、28万円に訂正することが妥当である。

申立期間のうち、平成12年1月から同年12月までの標準報酬月額については、申立人から提出された当該期間の一部に係る給与明細書及び同年分給与所得の源泉徴収票により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額から、28万円に訂正することが妥当である。

申立期間のうち、平成13年1月、同年4月、同年7月から同年9月まで及び同年12月の標準報酬月額については、申立人から提出された当該期間に係る給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額から、28万円に訂正することが妥当である。

申立期間のうち、平成13年2月、同年3月、同年5月及び同年6月の標準報酬月額については、申立人が給与明細書を所持していないため報酬月額及び保険料控除額を確認することはできないが、12年8月から13年1月まで及び同年4月の給与明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額は同額であり、12年10月から15年8月までのオンライン記録の標準報酬月額に変更が無いことから判断して、当該期間においても上記の給与明細書と同水準の報酬月額が支給され同額の保険料が控除されていたことが推認できることから、28万円に訂正することが妥当である。

申立期間のうち、平成13年10月及び同年11月の標準報酬月額については、申立人が給与明細書を所持していないため報酬月額及び保険料控除額を確認することはできないが、申立人から提出された申立人名義の銀行取引履歴調査結果から確認できる同年9月から同年12月までの給与振込額は同額であり、同年9月及び同年12月の給与明細書で確認できる差引支給額と同額であることから判断して、当該期間においても同水準の報酬月額が支給され同額の保険料が控除されていたことが推認できることから、28万円に訂正することが妥当である。

申立期間のうち、平成14年1月から同年12月までの標準報酬月額については、申立人から提出された当該期間に係る給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額から、14年1月から同年7月までは28万円、同年8月は36万円、同年9月から同年12月までは30万円に訂正することが妥当である。

申立期間のうち、平成15年1月から同年12月までの標準報酬月額については、申立人から提出された当該期間の一部に係る給与明細書及び同年分給与所得の源泉徴収票により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額から、同年1月から同年6月までは30万円、同年7月は41万円、同年8月から同年12月までは32万円に訂正することが妥当である。

申立期間のうち、平成16年1月から20年2月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及び事業主から提出された貸金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額から、16年1月から同年6月までは32万円、同年7月は38万円、同年8月から20年2月までは34万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、オンラインに記録されている標準報酬月額が、上記の賃金台帳及び給与明細書等から確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記の賃金台帳及び給与明細書等から確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 12 月 16 日から 18 年 10 月 26 日まで
A社に、それまで勤務していたB社と同じように営業報酬も含めた額で標準報酬月額を算定するという条件で再就職した。
しかし、A社に勤務中の標準報酬月額の記録は、営業報酬が加算された額で算定されていないので、営業報酬を加算した標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の記録訂正を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録の訂正の要否を判断することとなる。

申立人から提出された申立期間の一部の給与明細書及び源泉徴収票等により確認できる申立人の申立期間における報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できる。

しかしながら、上記の給与明細書及び源泉徴収票により確認できる申立人の申立期間における厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額と一致している。

このほか、申立人の申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 16 日から同年 8 月 1 日まで
オンライン記録によると、昭和 47 年 3 月から同年 7 月までの標準報酬月額は 3 万 9,000 円となっているが、当時の給料は、4 万 4,000 円だったと記憶している。また、当時、A 社の高卒の初任給は、4 万 2,000 円で、短大卒はそれより 2,000 円高いと聞いていたので、当時の給料は、4 万 4,000 円だったはずだ。

A 社から B 社へ転職する際は、A 社を退職した時の 4 万 4,000 円よりも 3,000 円ほど高い 4 万 7,200 円が転職した時の給料だったと記憶している。当時の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てている。しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において、申立人と同様に短大を卒業し、新規学卒で入社した同僚 6 人の標準報酬月額は、申立人と同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、複数の同僚は、申立期間当時の A 社の初任給について、「短大を卒業して、入社した同期の初任給は、一緒だったと思う。」旨供述している。

さらに、上記の被保険者名簿によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、遡及して引き下げられるなどの不自然な形跡は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月 20 日から 63 年 10 月 1 日まで
昭和 58 年 10 月 1 日から平成 7 年まで、A 社（現在は、B 社）に勤務をしていたが、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は、「定年（60 歳）を過ぎた社員の再雇用については、短時間勤務のパートでの雇用が原則であり、本人からの申出が無い限りは、厚生年金保険には加入させていない。」と供述している。

また、オンライン記録によると、A 社において、申立人と同様に定年に伴い被保険者資格を喪失し、その後、同社で再取得している者が 2 名確認できる。

さらに、A 社において経理を担当していた同僚は、「A 社における当時の給与計算業務は、電算化されており、厚生年金保険に加入していれば、給与から厚生年金保険料が控除されて計算される仕組みになっていた。」と供述している上、C 厚生年金基金の加入記録は、オンライン記録と一致している。

加えて、オンライン記録により、申立人は、申立期間において老齢厚生年金を受給しており、当時の制度において、厚生年金保険被保険者であれば、老齢厚生年金は一部支給停止となるところであるが、支給停止された記録は無い。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。